

道路工事承認申請書について 記入上の注意

- 1 申請書提出の際は、位置図・図面等は2部、写真は1部用意してください。
- 2 申請者は、原則として土地の所有者又は建物の所有者とするが、工事のための一時的なもの、工事終了後原形復旧するものについては、施工業者でもよい。
- 3 住所、氏名、電話、申請年月日を記入し、押印すること。
申請者が法人の場合には、「住所」の欄には主たる事務所の住所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載し、「電話番号」欄の下に担当者の所属、氏名を記載すること。
- 4 「工事の目的」欄は、
 - ① 駐車場からの出入りのための歩道切下げ
 - ② 駐車場からの出入りのためのガードレール撤去
 - ③ 住宅新築に伴う排水管の接続など、工事を施工する目的を記入すること
※ 開発行為、宅地造成に伴う場合は、開発行為等の許可がおりてからの受付となります。
※ 人の出入りのための歩道切下げは、特別な理由がある場合を除き許可していません。
- 5 「工事の場所」欄は、
工事をする場所の住居表示又は地番を記入すること。
市道名については、記入の必要はありません。
- 6 「工事種類」欄は、
 - ① 歩道切下げ
 - ② ガードレール、ガードパイプの撤去
 - ③ 擁壁の撤去
 - ④ 法面の盛土、切土など、工事の内容にあわせて記入すること。
- 7 「工事の概要」欄は、
 - ① 乗入縁石 m
 - ② すり付け縁石 m
 - ③ 舗装面積 m²など、工事延長、面積を具体的に記入すること。
- 8 「工事の実施方法」欄は、
 - ① 縁石工、舗装工
 - ② 直営、請負の別
 - ③ 施工業者の住所、氏名、担当者、連絡先
- 9 「工事の期間」欄は、
承認までは事務処理に約一週間必要としますので、余裕を持って記入すること。
- 10 施工予定場所で
交差点内、交差点及び横断歩道から5m以内の場所、通学路等、坂道、バス停ほか警察署等との協議が必要となる場合があります。
- 11 歩道上の植栽については、
公園緑化課への申請が必要となります。

12 **【位置図】**について

住宅地図等の写しも可です。

13 **【平面図】**について

所定の様式に描き収まらない場合は、別添えでかまいません。

ただし、**現況図面、改良図面は詳細に記入し提出してください。**

敷地の間口、奥行

駐車場、車庫の間口

植樹帯の各寸法

電柱、標識等の位置寸法

乗入れ寸法やガードレール撤去寸法

など、できるだけ詳しく現況等を記入してください。

14 **【切下げ幅】**について

鹿児島市では切下げ幅の上限は**6 m**ですが必要最低限で申請してください。

また、車庫等へ乗入れる車両によっては、その車両の軌跡図を基に切下げ幅を決定します。

なお切下げ幅は、すり付け縁石の長さは含みません。

15 **【現況写真】**について

① 正面写真は、申請場所を写すこと。

② 斜めからの写真は、車道側から申請場所を写しこんで、付近の状況がわかるように写すこと。

③ 必要に応じて、状況がわかる写真を別に提出すること。